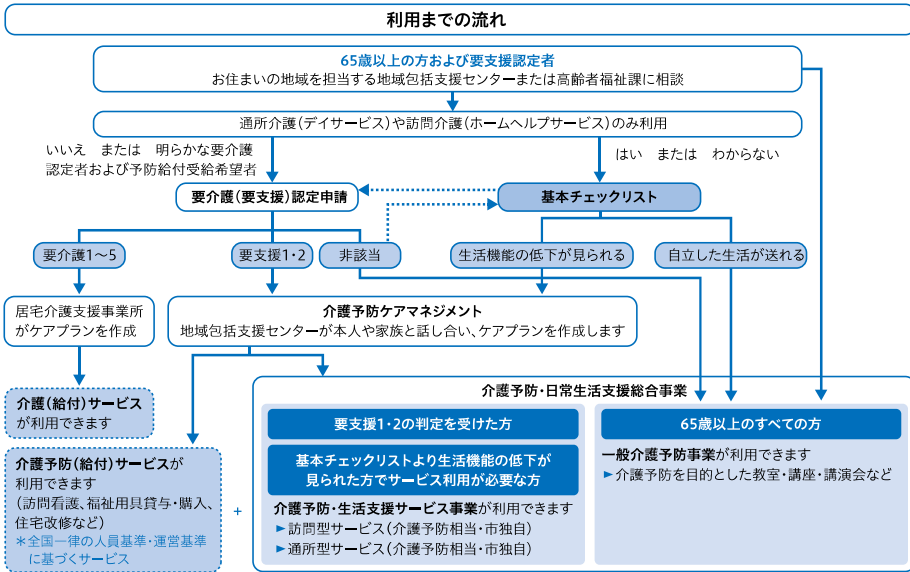


## 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2の方および事業対象者(基本チェックリスト該当者)が利用する訪問型サービス(ホームヘルプ)、通所型サービス(デイサービス)などの介護予防・生活支援サービスです。利用の方法は次のとおりです。



### 介護予防・生活支援サービス

#### 訪問型サービス

自立した生活を営むために、ホームヘルパーなどが調理、洗濯、掃除などの日常生活上の支援を行います。

#### 通所型サービス

通所介護施設などで、レクリエーションや運動を行う他、栄養、口腔機能維持・向上、認知症、うつ、閉じこもりの予防を目的とした専門の講師による通所型の支援などを行います。

#### 一般介護予防事業

おおむね65歳以上の方を対象に、要支援・要介護状態になることを予防し、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、各種介護予防教室を実施しています。

#### 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の方の介護、医療、住まいなど生活全般について、相談を受け、高齢者の地域生活を支えていくセンターです。

介護予防・日常生活支援総合事業や介護保険事業の利用についても、お気軽にご相談ください。医療、介護の資格を持った職員が対応します。

名称	所在地	電話番号	担当地区
地域包括支援センター 緑風苑	須加1563	048-557-3611	北河原、須加、長野、佐間の一部
地域包括支援センター まきば園	白川戸275	048-550-1777	荒木、星河、南河原
地域包括支援センター 壮幸会	下忍1162-14	048-552-1123	太井、下忍、持田の一部
地域包括支援センター ふあみいゆ	下須戸65-1	048-558-0088	太田、埼玉、佐間の一部
地域包括支援センター ほんまる	本丸18-3	048-578-7761	忍、行田、星宮、持田の一部

※地域包括支援センターは、市から委託を受けた公的な機関です。相談内容など秘密は守られます。

## 福祉

### 心身に障害のある方

福祉課

#### 身体障害者手帳

この手帳は、体の不自由な方のための保護、制度上の便宜を受ける場合に役立つ手帳です。県知事指定医師の診断書を添えて市に申請し、埼玉県総合リハビリテーションセンターの判定を受けて手帳が交付されます。

#### 療育手帳

この手帳は、知的障害児(者)の保護、制度上の便宜を受ける場合に役立つ手帳です。県児童相談所または埼玉県総合リハビリテーションセンターの判定を受けて手帳が交付されます。

#### 精神障害者保健福祉手帳

この手帳は、精神障害のため日常生活または社会生活への制約がある方の保護、制度上の便宜を受ける場合に役立つ手帳です。所定の診断書などを添えて市に申請し、埼玉県立精神保健福祉センターの判定を受けて手帳が交付されます。

#### 障害者福祉手当

福祉手当は、所得保障の一環として、障害者の自立生活の基盤を確立するために設けられ、年齢や障害の程度により次のとおり分類されます。

- ▶ 特別障害者手当
- ▶ 障害児福祉手当
- ▶ 行田市心身障害者福祉手当

※各手当は、それぞれ所得制限などがあります。

#### 補装具の給付・修理

※必ず事前にご相談ください

身体障害者の身体上の障害を補い、日常生活を容易にするため、視覚障害者つえ・補聴器・義肢・車いすなどの補装具を給付し、または修理します。自己負担額は原則1割の定率負担となっていますが、その世帯の市民税所得割額などに応じて、月額上限負担額が設定されています。

#### 日常生活用具の給付

※必ず事前にご相談ください

在宅の重度障害者の日常生活を容易にするため、入浴補助具や特殊寝台などの日常生活用具を給付します。自己負担額は原則1割の定率負担となっていますが、その世帯の市民税所得割額などに応じて、月額上限負担額が設定されています。

#### 北埼玉障がい者生活支援センター

北埼玉障がい者生活支援センターでは、在宅障害者の日常生活を支援するため、福祉サービスに関する相談業務を行っています。

#### 相談窓口

##### ◆身体障害者

羽生市上川俣1486-1(はくちょう園内)  
☎048-560-3411 FAX048-560-3412  
Eメール sien@kouseikai.net

利用時間 午前9時～午後6時

##### ◆知的・精神障害者

羽生市中央3-4-7  
☎048-560-0294 FAX048-560-0295

利用時間 午前8時30分～午後5時30分

定休日 毎週日曜日、祝日、年末年始

#### 北埼玉障がい者就労支援センター

北埼玉障がい者就労支援センターでは、障害のある方の就労を支援するため、就労に関する相談業務を行っています。

相談窓口 羽生市中央3-4-7

☎048-561-0296 FAX048-560-0295

利用時間 午前8時30分～午後5時30分

定休日 毎週日曜日、祝日、年末年始

#### その他、障害者へのサービス

配食サービス、寝具の乾燥および丸洗いサービス、紙おむつの給付、福祉タクシー利用料金の助成、自動車燃料費の助成、生活サポート助成などを行っています。